

第4回 政治倫理審査会（会議概要）

日 時：令和7年11月17日（月）午前10時10分から午前10時45分まで

場 所：第1委員会室

出席者：（委員）

服部委員、浦上委員、那須委員

主な審査内容

1 「弥次、退席拒否等の議事妨害」の審査

〈審査内容〉

弥次を連発したこと及び議長から退去命令を拒否し続けたことについて、津島市議会議員政治倫理要綱（以下「要綱」）第3条第6号に該当する行為として認定した。

〈主な発言〉

- ・強引に入場したのを、見ていたんですけど、止めようとする理事者の人を無理やり肩で押して入って来ていました。ほとんど暴行に近いような感じだと思いました。
- ・地方自治法に基づいて、退去させることができると書いていますので、それに従わなかったことは**完全に議事妨害**ということになると思います。
- ・一般質問だけ入場するということが決まったんですが、それにも**従わなかった**ということですね。
- ・弥次の**回数が異常である**というか、**回数が多過ぎる**ということは言うまでもありませんが、**議事進行の妨害に当たる**と思いますし、**退去命令にも従わない**ということも、**問題視すべきである**と思います。
- ・午後からの強引な入場も、逆に**職員に対して、暴力だ**というような感じが見受けられた、それは逆なんじゃないですか。
- ・一般質問に対して、**こんな質問をすることは言語道断**というか、皆さんそれぞれ市民の方の負託を受けていろいろ発言されている部分もあるので、やっぱり**ちょっとあり得ない発言**だと認識できると思います。

2 「代表監査委員への暴言」の審査

〈審査内容〉

代表監査委員への暴言については、要綱第3条第5号に該当する行為として認定した。

〈主な発言〉

- ・ **通告を守ってない**というところがあると思うんですけど、議長がその内容を確認するところまで譲歩しているにもかかわらず、それも拒否をして、本当に**自分の、ルールに外れた意見しか主張しない**というところが、**問題がある**んじゃないかなというのがあります。
- ・ 発言もしてないのに虚偽があるという言い方は**大変な侮辱に相当する**と思います。
- ・ **通告をまず出してない**。通告は議運で26日と言っていたにもかかわらず。それに関して緊急質問と言っているんですが、（中略）こういったときに使うものではないと思います。
- ・ 虚偽というのは、うそつきと言っていることと同じなんで、もう**ひどい暴言だ**と思います。
- ・ 条文を根拠に言っているとすぐ言うんですけど、全部条文に書いてあるわけないので、一般的な常識とか、通例として決めていかないと、（中略）それに対して自分のルールで憲法がどうかよく言われますけど、これは**明らかに代表監査委員に対する暴言だ**と思います。

次回の審査項目

「**事実を歪曲した批判**」と「**有識者への侮辱発言**」を審査することとした。

津島市議会議員政治倫理要綱（抜粋）

（政治倫理基準）

第3条議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（5）議員は、その地位を利用して、**人権侵害のおそれのある行為**をしないこと。

（6）前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その**品位と名誉を損なう行為**をしないこと。